

令和7年度第2回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和7年5月22日(木) 10時開会 11時20分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉交流プラザ」

3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／23名

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和7年度第2回常設審議委員会を開会させていただきます。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき定足数の報告をいたします。</p> <p>本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり、23名中、19名の出席をいただきました。運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、本日業務の都合で欠席となりましたが、次第の一番後ろに付けております名簿のうち、第5号会員の全国農業協同組合連合会鳥取県本部の小里本部長は、今月から常設審議委員会の審議に加わっていただくこととなっておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、山協会長にあいさつをお願いいたします。</p>
2 開会挨拶 山協会長	<p>皆さんおはようございます。毎日、夏のような暑い日が続いておりましたが、本日は、うって変わってひんやりしており、雨もパラパラと降っております。私のところでは田植えが始まっていますが、雨が少なく、雨が降るのを待っているところです。先月は、お休みをさせていただき、齋下副会長に代理をお願いしておりました。ありがとうございました。</p> <p>4月22日の件について少しお話しをさせていただきますが、3月に天皇陛下から園遊会に招待いたしますという内閣府からの招待をいただき、出席する旨伝えたところ、3月下旬に案内状をいただき、夫婦で園遊会に出席をいたしました。今回は1,800人が招待され、赤坂御苑には大・中・小の池があり、その縁を皇族方が歩いて回って来られるので、私たちは、緑の絨毯が敷かれたところに立って待っており、その前の道を皇族の方がそれぞれ歩いて来られ、お話しをされていまして。まず最初に驚いたのは、皇居にはタクシーで向かったのですが、私の招待者番号が無いと警察官が入らせてくれないことがわかっていたので、招待者番号</p>

を掲示してタクシーで会場に入ったのですが、手荷物もボディチェックも一切無く、自由でした。ただし、皇族に向けた写真撮影はご遠慮願います。とされていました。また、テントが4カ所くらいあり、そこでの飲食物が立食形式で全て食べ放題でありました。私は、ほとんどしゃべることはなく、他の人の話を聞いていたのですが、たまたま私の両サイドが、ヨルダンの元大使の方、宮内庁の元次長の方で、陛下と直接話をしておられたので、私はその真ん中で話を聞いておりました。元大使が「ヨルダンから帰ってきました。ありがとうございます。」と答えると、天皇陛下からは、「今はどうしているのか。」と尋ねられ、「現在、外務省に勤務しております。」と答えると、天皇陛下からは、「ああ、そうか。よく頑張ってくれたね。」とお褒めの言葉を受けておられました。その後も、ずっと女性の皇族方が前を通って行かれ、私は、最終的にゴール近くに居たので、全ての皇族の皆さんと顔を合わせる事が出来ました。

昨日、農林水産大臣が交代となりましたが、令和の米騒動について、朝から晩までテレビで米のことで話題になっています。ちなみに、倉吉の[]スーパーでは5月17日現在、県内産コシヒカリが9,280円/10k、島根県産のコシヒカリが7,480円/10kで飛ぶように売られているようですが、いつまで経っても価格が下がりません。昨日のニュースを見ると、石破総理は3,000円/5kを責任をもってすると断言していましたが、どうなることか。れいわ新選組の山本代表は、間抜けな大臣ばかりがだが、また間抜けな大臣になった。と言っていました。小泉新大臣は生産者の立場ではなく、消費者の立場で対応策を検討すると発言していましたが、これでは農家は大変なことになると心配をしているところであり、どのようになっていくのか不安です。

5月14～15日に東京で都道府県農業会議会長会議があり行って参りましたが、その中で改正基本法、改正基本計画を受けた政策提案について全国会議所から説明があったが、その中の一つである米政策については、国民への安心安全、かつ、安定的な供給を確保する流通制度の見直しを行う必要がある。その際には、政策に協力してきた農業者等の地域に対して、継続性に配慮した、丁寧な対応が必要であるということで、全国会議所の方から提案をしていただきたいと説明がありました。これについては、後ほど局長から詳細に話をしてもらおうので、よろしくお願ひ申し上げて、長々としゃべりすぎましたが開会のあいさつに代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

本日は、4月に経営支援課長に就任された[]課長がお越しになっていますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

課長

失礼いたします。御紹介をいただきました経営支援課の[]この4月に経営支援課長を拝命しました。どうぞよろしくお願ひいたします。このような機会をいただきありがとうございます。皆様には、日頃から農地制度の適正利用等に尽力いただき、大変お世話になっています。私自身は、経営支援課の実務担当で

<p>事務局</p>	<p>在籍したことがあり、基盤法の県の基本方針を見直すことがあり、その内容をご審議いただくため、一度、この審議会に参加したことがあります。主には、転用許可に際して、公平性、客観性に基き審議いただく大切な場であると認識しております。農村の動向につきましては、今年度に入りましてから基本計画の策定というところで、今日も国への「基本計画の策定」に関連した政策提案の話がありました。5年間の農政の構造改革の集中対策期間において、食料の安全保障を確立するに当たって、目の前に起こっているのが米の価格高騰ということで、会長からも話があったところです。米の価格高騰対策として県として何が出来るのかについて、いろいろ議論している中ですが、一つには、米の作付け拡大を支援していくために、規模の大小によらず、作付けを一定以上行っている者に対して、機械導入の支援をさせていただくということも6月補正予算の方で、今まさに検討させていただいているところです。いずれにしても、多くの国民の方が農家の米生産に多くの関心を持っていること、あるいは、農地が集約できないことによって生じるコストの増が、たくさんのメディアで取り上げられるのは今までなかったことなので、これはこれで意味のあることだと思っています。いずれにしても、米作りを含めて、農地をどのように活用していくのかについて、そういったテーマが、今後の農政の転換においてベースになると考えています。昨年度末をもって県内223の地域計画が皆様のご協力により策定されたところであり、今後とも引き続き地域計画をどのようにブラッシュアップしていくのか、農地利用に関する現場の様々な課題について対応していくため、皆さんの知恵を借りながら取り組みをしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はい、■■■■課長ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づいて、山協会長に議長として進行いただきます。よろしくようお願いいたします。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、まずはじめに、議事録署名人の指名ですが、私から指名させてよろしいか、お諮りします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本日の議事録署名人には、山本委員(岩美町農業委員会会長)、加川委員(伯耆町農業委員会会長)をお願いいたします。</p>
<p>4 報告事項 議長</p>	<p>それでは、4番の報告事項に移ります。先月の農地転用許可状況について、県から報告をお願いいたします。</p>

の状態が住宅・公共施設が連担している地域に近接する区域内にある農地で、その規模が 10ha 未満に該当しますので、第 2 種農地。区分決定根拠は住宅等が連たんする区域に近接する区域内、(2) 許可根拠は代替地なしに該当します。(3) 営農条件は、申請地を含む周辺の農地は、圃場整備が行われておらず、区画が不整形で農道も狭く、大型農業用機械の往来が難しいこともあり、経営者の高齢化とともに農業経営を廃止されたことにより、現在は遊休農地の状況となっています。(4) 代替地等については、本申請地周辺で事業上必要となる 5,000 m²以上で、おおむね平坦で、[redacted]条件を満たす場所として宅地や第 3 種農地の用地を検討いたしましたが、本申請地以外はいずれも条件を満たす用地がなかったため、本申請地を選定したものであります。

6 の一般基準です。(1) 他法令の許認可についてですが、農振法は農振地域外であることから該当ありません。基盤法は、地域計画の区域外ですので該当ありません。都市計画法の開発行為、盛土規制法についても、要件に該当しませんので該当ありません。文化財保護法についても、文化財担当課に確認したところ、周知の埋蔵文化財包蔵地でないことを確認しております。また、申請地から北側の国道側の上空に配線を行う計画があることから、民地地権者・里道を管理する琴浦町と事前協議済みであることを確認しております。また、当該事業の確実性の観点から、[redacted]

[redacted]契約が締結されていることを確認しております。(2) 規模妥当性について、6 ページの土地利用計画図をお願いします。[redacted]隣接地の影響を抑えるための空間も確保されており、妥当な規模と判断しております。(3) 被害防除計画等の措置について、盛土は北西側の国道 9 号線側の 550 m²で行い盛土高さは 50 cm 程度です。土地境界周辺には、安全を確保するため、高さ 1.5 m のフェンスを設置します。排水については、7 ージの排水施設計画平面図をご覧ください。転用事業用地の中にいくつか矢印が書いてあります。これは雨水の流れる方向を示しております。計画地内土地境界に小堤（高さ 30cm）を設置するとともに、雨水排水施設として 3 か所に U 字溝を設置し既存水路に放流することで、土砂流出の予防・雨水の急激な流出を抑制する計画です。併せて、年 3 回除草作業等の維持管理を行う際には、周辺水路の浚渫も行うこととされています。流量計算につきましては、鳥取県の公表している数値による降雨強度計算において 1 時間当たり 115mm の想定で計算の結果、雨水排水施設の設置により流出雨水量が、周辺農地に影響を与えないことを確認しております。(4) [redacted]

[redacted] (5) 農地復元の担保は、該当ありません。

7 農業公共投資、8 土地改良区以外のその他の関係権利者については、いずれも該当ありません。

9 農業委員会の意見及び審議の概要ですが、5 月 9 日に総会を開催し、農地転用の立地基準、一般基準の要件を満たしていることから、許可は妥当と判断しているところです。

以上、[redacted]を目的とした農地転用について説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長

そうしますと、事務局の説明が終わりましたので、現地調査の報告をお願いします。

竹原委員

北栄町の竹原です。本件についての現地調査の概要の報告をいたします。まず、実施日は5月13日の10時から。出席されたのは、農業会議の[REDACTED]、その代理人の[REDACTED]、県から、経営支援課の[REDACTED]、中部農林局から[REDACTED]、琴浦町から福田会長、[REDACTED]、常設委員から三朝町の山本会長と私の合計10名で、最初に琴浦町分庁舎に集合し、資料を基に本件の内容について説明を受け、その後、現地に向かい調査を実施しました。若干先ほどの説明と重複する面もあると思いますが、わかりやすく説明をしたいと思います。9ページをご覧ください。写真を見ながら聞いてもらう方が分かりやすいと思います。写真を見てもらってもわかるとおり、今回の対象農地周辺も同じような遊休農地化状態で、現地を見て回るのに草を分けながら歩いていくようなところもあり、写真の撮影時期と若干のずれがあるが、雑草がどんどん伸びている状況でした。資料の5ページを見てください。下側の黄色が農振白地、青色が農振農用地ですが、今回のピンクの農地一帯は一目で基盤整備が行われていないことが分かります。また、先ほども説明があったとおり、用水も、土地改良区が管理されていないということで、中に入って歩いた時には、確かに南から北に国道を越えて水が流れていたが、小さな水路なので、造成すると水が流れるのかと思いました。ピンク色の約9haは、かつては水田で利用されていたそうで、非常に眺めが良いところのようでしたが、今は草ぼうぼうで非農地化してもおかしくないと感じました。再利用の可能性については、通路がちょうど該当農地の南側にありますが、2m程度で非常に狭く、草ぼうぼうなので、車が入れない状態で、再利用するのはなかなか難しいと受け止めています。そういったところから考えて、今回の転用はやむを得ないと考えています。周辺への影響ですが、周辺も同じような状況となっていますので、あまり深刻に考える必要はないと思いました。ただ、道路の下側の水田が利用している水が7ページの左側水路ですが、水路として脆弱であり、この流れが止まるようなら周辺農地に与える影響があるので、今回の施工にあたって、今後ともこの水路を確保されることが条件として必要と感じ、それ以外については影響ほとんどないということで、本件の転用については、先ほどの分だけ確認をしていただければ影響なしと判断しました。以上です。

議 長

有難うございました。そうしますと、現地調査の報告が終わりましたので、委員の皆様から質問・意見を伺いたいと思います。

議 長

はい。石委員。

松村委員	はい。
議長	他に質問はありますか。
	(意見・質問なし)
議長	無いようですのでお諮りいたします。琴浦町の案件について、 附帯すべき意見はありませんでしたので、異議なしとしてよろしいか。賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	はい。ありがとうございます。全員賛成ですので「異議なし」といたします。
6 情報提供 議長	続きまして、5の情報提供について事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料説明及び参考資料説明)
議長	情報提供について説明が終わりました。この件について、皆様方の方で聞いてみたい件はありますか。
議長	石委員。
石委員	コメを買ったことのないという大臣がいらっしゃって、我々からするととんでもない発言であると受け止めています。国民が食べるコメが足りない、いまだに流通に出てこないということが、大変失礼な言い方ですが、農業者の皆さんは、資材が上がって経営を圧迫しており、その資材が上がっている経費を回収しなければならないということと、国民が米を食べることができない。コメを確保することに不安を感じていることが別に議論をされている。これは、一つのコメ政策であるので、農家の方は、米は十分にあるけれども経営が圧迫されているということと、コメが流通に出回っていかないということが、何か切り離されているようなことになっているので、そこが一緒に議論になったら良いのではないかと感じています。以上です。

議長

米のことについて意見がありました。中央会の栗原会長から御意見はありませんか。

栗原委員

先月もお答えしたように思っております。生産者にとっても消費者にとっても、表現でいけば適正な価格になれば良いと思っております。これまで、生産から流通までのことが想定されておらず、良く調べていなかったということだと思いますが、生産から流通までの実態を作況指数で把握し、その年の生産量が想定されるが、最終的にはきちっとしたものが出てくるにしても、この量が、どういう経路を経て流通して消費者に渡っていくのかについて、もう一度しっかり点検して、スムーズに流れる仕組みを作っていくかなければいけないと思います。今の価格は、生産者の原価は、経営形態によって当然異なってくるわけですが、一般的な1ha程度の経営であれば、十分と言えるかどうかは判断が分かりますが、コストは賄えていると思っております。ですから、非常に大きな問題であり、これまで想定されておらず、十分な検討が行われていませんが、これから検討するにしても、相当なエネルギーが必要と思われませんが、あまり時間をかけずに、消費者の意見も組み入れながらやっていく必要があると思います。

議長

私が思うのは、今の備蓄米がかなり放出されているが、ほとんど消費者に渡っていない。一体、どこに備蓄米が確保されているのかということだと思う。

栗原委員

中間業者のところにあるのだと思いますが。

議長

今年の作付けについてですが、これまでは、飼料用米の作付けを約1/3の8ha行っていたが、今年は、飼料用米を止めて、食用米の作付けを行うこととして、今、1/3程度植え付けが終わったところ。全国的に、飼料用米が減って、食用米が増産された場合、逆に余ってくるのではないかと懸念しているところだが、どういう展開になるか、全農はどのように考えておられるのか。

栗原委員

中間業者の方も、経営があるので、コメの需給バランスを想定しながら在庫の確保等を行っているものだと思います。

議長

4月頃からコメ業者が経営者の方に3万円/60kgで契約したいと来ている。経営者の方は、今は作況が分からないので契約は出来ないと言っている。県内でも、関西の方からかなりの業者が入っているようだ。私からは、今はまだ契約しない方がよいのではないかとやっているが、かなりの業者が米の在庫を確保するため打診をしているような状況のようです。今後、どのような展開になるのかわかりませんが、はい。どうもありがとうございます。

した。

西尾委員

よろしいですか。

議 長

西尾委員、どうぞ。

西尾委員

要請書の 21 ページ。遊休農地の見直し対策のところ、利用意向調査のくだりがあります。農地中間管理機構が借り受けが難しいと断った農地については、再度の意向確認は不要とすることが要望事項として上がっているが、これが要望事項になるのか。現行でもそうなのではないかと思っているのですが。また、「農地中間管理機構の役割変更を踏まえ、遊休農地対策を見直すこと。」とは、どのような内容か教えていただきたい。

事務局

ここは説明がなかったのですが、まず最初のところは、意向状況調査で機構に貸し出すことを希望された農地については、1 回目に機構に意向を確認すれば、機構が引き受けるかどうかに関係なく、2 回目以降は確認しなくても良かったので、だんだんと確認する農地が減っていたので、規制改革の委員から、農業委員会が意向確認を行っている件数が少なすぎると質問を受けたときに、農林水産省が答えることができなかったことから、毎年意向確認を行うこととなったものです。たとえ、最初に機構に預けると回答していても、意向は変わる可能性があるため、毎年意向確認をなささいという法律上の建付けになっています。実際の運用としては、1 回機構に出すといったものを又聞きに行っても無駄なので、やったことにしようというのが実態です。法律的には、規則と運用通知で、意向がどうであれ、毎年確認をなささいとなっているのを、再度の意向確認は事務量も膨大なので不要にしてくださいというものです。また、最後の文章については、配分計画から促進計画に変更となっていることに対する内容であり、役割が変更となっているものではありません。文章の変更については、会議所に伝えておきます。

西尾委員

有難うございました。前段については、直近に該当文書が出ていたように思っていたので、認識にずれがあったのかもわかりません。確認してみます。

事務局

今の内容については、3 月末から 4 月上旬辺りに、機構の業務を円滑にするため、機構が農地を利用できないと判断したものに対しては、農業委員会から機構に対して再度の借り受け確認をする必要がないという通知であり、農業委員会が遊休農地の所有者に対して意向確認を行うことは毎年のままになっています。

事務局	<p>機構には再度の通知をする必要はなくなったが、農業委員会からは毎年所有者に意向確認をしなければいけないので、機構に通知をしなくても良くなったのであれば、その分の所有者に対する意向確認についても、意向確認を不要としてほしいということです。よろしいでしょうか。勉強不足でした。</p>
西尾委員	<p>わかりました。確認してみます。</p>
議長	<p>わからないことがあれば、隣ですので、聞きに来てください</p>
議長	<p>その他にございますか。松村委員。</p>
松村委員	<p>今日の午後、農政局が基本計画のオンライン説明会を行うとのこと勉強しようと思っておりますが、基本法、基本計画においても、食料安全保障のためには国内生産を維持することが重要であると打ち出されていて、その前提としては、農地の総量確保を維持しなければいけないことが第1条件になってくると思うが、ざっと、今日の提言を拝見しても、総量確保の部分が示されていないのではないかという感想を持ちました。相当な農地転用の面積があることを拝見しましたが、農地の転用よりも、非農地証明や非農地通知の面積が圧倒的に多いというのが鳥取県の実態であり、他の県でも同様だと思うが、ここの部分を優良農地を守りながらいかに抑え込んでいくのかについて、このような提言の中に盛り込んでいかないと、気が付いたら、思ったよりも農地の総量が減ってしまっていることになりはしないかと感想を持ちました。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。その他ありますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
7 その他 議長 事務局	<p>それでは、情報提供については終わりました、7番のその他ですが、事務局説明をしてください。</p> <p>(次回開催日程について説明)</p>
8 閉会 議長	<p>その他、皆さんの方でございましたら。ありませんか。</p>

(その他の意見等なし)

ないようですので、本日の常設審議委員会はこれもちまして
閉会とさせていただきます。
(午前 11 時 20 分)